

＜用語の定義＞

事業廃止

民営化・民間譲渡、広域化等及び地方独立行政法人化など、他の法人等が事業を行うこととなる場合を除き、事業を廃止（一部廃止を含む）すること。

民営化・民間譲渡

事務・事業を民間事業者（地方公共団体が出資する法人を含む）に譲渡し、又は引き継がせること。なお、地方公営企業として行っていた事業を廃止し、かつ、当該事業を民営化・民間譲渡する場合は「民営化・民間譲渡」として回答すること。

例 1：A 県が公営企業として実施していた観光事業について、A 県等の出資によって設立した第三セクターに事務・事業を引き継ぐ場合等

例 2：B 県が公営企業として実施していた交通事業（県営バス）について、県内で既にバス事業を行っている C バス（株）に事務・事業を譲渡した場合等

広域化等

一の地方自治体の区域を越えて連携し、事務の共同処理（事業統合、施設の共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等）を行うこと。

下水道事業における最適化（公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種污水处理施設の中から、最適な施設を選択して整備すること）の取組や、病院事業における再編・ネットワーク化の取組を含む。

例 1：A 県が行う用水供給事業と県内市町村が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立した場合等

例 2：B 市と C 市が共同で浄水場を建設した場合等

例 3：D 県がリーダーシップをとり、污水处理施設の統廃合を実施した場合等

例 4：各事業の特性や市町村の実情などを考慮し、その地域に適した整備手法を選定し、生活排水処理施設ごとの区域を示した場合等

例 5：関係市町村が出資して設立した卸売会社を合併し、a 地域の市場機能を E 市卸売会社に集約した場合等

※ 水道事業及び下水道事業における広域化等の類型の詳細は調査票を参照（「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」11～13 頁及び 20 頁も参照）。

指定管理者制度

公の施設の指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 に基づく指定管理者をいう。）制度を導入すること。

なお、指定管理者制度のうち、代行制は、料金を公営企業が収入として収受する方法であり、利用料金制は、料金を指定管理者が収入として収受する方法である。

包括的民間委託

性能発注・複数年契約により、複数業務を一括して民間事業者へ委託すること。

なお、シェアードサービス（複数の地方自治体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者へ委

託すること) は、本調査においては、広域化等に分類することとする。

PPP/PFI

PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に規定する PFI 手法を導入すること、又は、実態として PFI 手法に類似した手法を導入すること。

PFI 法に規定する事業方式としては、BTO 方式・BOT 方式・BOO 方式・公共施設等運営権（コンセッション）方式等があり、PFI 手法に類似した手法としては、DB 方式・DBO 方式等がある。

事業方式	内容
BTO 方式	「Build Transfer Operate」の略で、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式
BOT 方式	「Build Operate Transfer」の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式
BOO 方式	「Build Own Operate」の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式
公共施設等運営権（コンセッション）方式	公共施設の所有権を国や地方団体が保有したまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業運営権を長期にわたって付与する方式
DB 方式	「Design Build」の略で、設計と建設を一括して実施する方式
DBO 方式	「Design Build Operate」の略で、設計、建設及び運営を一括して委ね、施設の所有及び資金の調達については公共側が行う方式

地方独立行政法人

地方独立行政法人法上の公営企業型地方独立行政法人を設立すること。

なお、特定地方独立行政法人（公務員型）と一般地方独立行政法人（非公務員型）の二つに分類される。